

証券コード 5355
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
日本ルツボ株式会社
(登記上社名 日本坩堝株式会社)
代表取締役社長 大久保正志

第177回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第177回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル「渋谷サンスカイルーム」5A会議室（5階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第177期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第177期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
継続の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.rutsubo.com>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.rutsubo.com>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半やや足踏み状態が続いたものの、夏場以降景気の踊り場を脱却し輸出や生産が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、企業の設備投資にやや慎重な姿勢がみられるほか、米国の保護主義的な政策運営や欧州政治情勢など、海外動向に不透明感が残るなか、景気の先行きは引き続き不透明な状況にあります。

当社グループの主要取引先である自動車関連産業は、国内の自動車販売台数・生産台数とも前年度比増加に転じていることに加え、12月以降の円安の影響を受け、業績は回復基調にあります。鉄鋼産業は、建設・自動車などの需要拡大を受けて国内粗鋼生産量が前年度実績を上回り、低迷基調に一服感が出ているものの、一部の新興国の成長鈍化による鋼材需要の停滞、原料コストの変動など、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは営業と技術が一体となり、主力製品や新製品の拡販活動を積極的に推進してまいりましたが、当連結会計年度の売上高は78億2千3百万円と前年同期比1.8%減少いたしました。

当連結会計年度の売上高の内容を大別いたしますと、鑄造市場向けは、誘導炉用の製品などの出荷が好調であり、売上高は38億4千4百万円（売上高比率49.2%）と前年同期比1.9%増加いたしました。

鉄鋼市場向けは、シェアの維持・拡大に努めた結果、売上高は13億6千1百万円（売上高比率17.4%）とほぼ前年並み（前年同期比0.2%減少）となりました。

溶解炉・環境関連市場向けは、築炉工事の減少などにより、売上高は17億2千1百万円（売上高比率22.0%）と前年同期比11.5%減少いたしました。

海外市場向けは、アジアでの炉修工事の増加などにより、売上高は5億6千5百万円（売上高比率7.2%）と前年同期比2.2%増加いたしました。

不動産事業は、売上高3億3千3百万円（売上高比率4.3%）と前年同期比0.4%減少いたしました。

利益面では、製造コスト低減・経費削減等により、営業利益は3億7千7百万円と前年同期比37.0%増加、経常利益は4億6百万円と前年同期比39.3%増加、親会社株主に帰属する当期純利益は2億9千万円と前年同期比97.3%増加いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は8億5千1百万円であります。主な投資内容は、大阪工場敷地内の賃貸倉庫の建設、ならびに大阪工場および豊田工場の設備更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主な資金調達は、大阪工場敷地内の賃貸倉庫の建設に係わる設備資金借入6億円であります。

増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「確固たる収益基盤の構築と安定配当の継続」「新市場・新分野への取組み強化」「海外市場への展開強化」を中期計画テーマとして掲げ、国内営業部門の強化、海外市場への積極的な展開、生産性向上によるコスト低減および製品開発力の強化に積極的に取組み、競争力、収益力、成長力のある企業体質の確立を図ってまいります。

市場別にみると、鑄造市場向けでは、主な取引先である自動車関連産業に対するシェアの維持・拡大のために、有望な誘導炉市場への取組強化および主力製品である黒鉛ルツボおよび不定形耐火物の更なる品質向上と新たな用途開発に努めてまいります。

鉄鋼市場向けでは、更なる品質向上ときめ細かな対応により、国内市場シェアの維持に努めてまいります。

溶解炉・環境関連市場向けでは、国内外のアルミ市場に対して、省エネ・高歩留まり炉である「ルツボ式連続溶解兼保持炉（MK炉）」とレンガを使用した「中小型溶解兼保持炉（NM炉）」の拡販、および溶解炉の炉修工事の受注拡大を進めてまいります。また、焼却炉関連では、民間および自治体の設備投資動向を的確に捉え、メンテナンス工事を含めた受注拡大に取組んでまいります。

海外市場向けでは、日坩商貿（上海）有限公司を核とした中国市場の深耕およびアジア市場・北米市場への積極的な展開、海外への技術供与によるロイヤリティ収入の増加に努めてまいります。

不動産事業では、本社ビルの賃貸事業と太陽光発電事業に加え、平成29年3月に竣工した大阪倉庫の賃貸事業により安定的な収益確保に努めてまいります。

経営管理面では、ガバナンス体制およびリスク管理体制の強化に努めるとともに、人材育成や関係会社の経営効率化にも積極的に取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況

(単位：千円、1株当たり当期純利益は円)

区 分	第174期 平成26年3月期	第175期 平成27年3月期	第176期 平成28年3月期	第177期 平成29年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	7,979,533	8,167,072	7,967,824	7,822,675
経 常 利 益	360,474	324,051	291,741	406,406
親会社株主に帰属 する当期純利益	285,242	166,149	147,076	290,159
1株当たり当期純利益	21.10	12.29	10.88	21.46
純 資 産	3,470,561	3,681,676	3,664,307	3,939,603
総 資 産	9,386,510	9,369,454	8,977,220	9,772,202

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
中 央 窯 業 株 式 会 社	20,000千円	100%	耐火物の製造販売
ア ジ ア 耐 火 株 式 会 社	30,000千円	100%	不定形耐火物の製造販売
日 坩 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	3,850千円	100%	耐火物等の販売

③ その他

技術提携の状況

ア. 技術援助契約先

ドイツのルミコ社、ブラジルのサンゴバン セラミカス エ プラスティ
コス社、メキシコのカンパニ ア ナショナル デ アブラシボス社、アメ
リカのモダン イクイップメント社、中国の正英日坩工業燃焼設備（上
海）有限公司、中国の瀋陽金安鑄材有限公司、中国の啓東久精耐火材
料有限公司およびタイの正英MF G タイランド社

イ. 技術導入契約先

アメリカのヴェスヴィアス社、アメリカのアライド ミネラル プロダ
クツ社、アメリカのイージェイ サーモ プロダクツ社

(8) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業内容	主要製品
鑄造市場事業	黒鉛ルツボ、原子力発電所向け高性能特殊ルツボ、誘導炉用不定形耐火物、キューボラ用耐火物、高周波誘導炉用ルツボ
鉄鋼市場事業	高炉用不定形耐火物
溶解炉・環境関連事業	アルミ市場向け溶解兼保持炉（MK炉、NM炉）、炉修工事（熱処理炉、焼却炉）
海外事業	黒鉛ルツボの輸出、アルミ市場向け溶解兼保持炉（MK炉、NM炉）および高炉用不定形耐火物等のライセンス
不動産事業	本社賃貸ビル、太陽光発電事業

(9) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

会 社 名		名 称	所 在 地
当 社		本 社	東京都渋谷区恵比寿 一丁目21番3号
		東 京 支 店	東 京 都 渋 谷 区
		大 阪 支 店	大 阪 府 東 大 阪 市
		名 古 屋 支 店	愛 知 県 春 日 井 市
		九 州 営 業 所	福 岡 県 北 九 州 市
		鹿 島 出 張 所	茨 城 県 神 栖 市
		北 関 東 出 張 所	栃 木 県 宇 都 宮 市
		熊 谷 出 張 所	埼 玉 県 熊 谷 市
		富 山 出 張 所	富 山 県 高 岡 市
		東 海 出 張 所	愛 知 県 東 海 市
		広 島 出 張 所	広 島 県 呉 市
		大 阪 工 場	大 阪 府 東 大 阪 市
		豊 田 工 場	愛 知 県 豊 田 市
子会社	中 央 窯 業 株 式 会 社	本 社	愛 知 県 春 日 井 市
	ア ジ ア 耐 火 株 式 会 社	本 社	埼 玉 県 上 尾 市
	日 埴 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	本 社	中 国 上 海 市

(10) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
201名	1名増

(注) 上記従業員数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160名	3名増	42.8歳	14.2年

(注) 上記従業員数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,250百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年4月3日付で、SRホールディングス株式会社の自己株式を除く発行済株式の全てを取得して同社を子会社化するとともに、同社の子会社である眞保炉材工業株式会社を、当社の特定子会社といたしました。

なお、SRホールディングス株式会社および眞保炉材工業株式会社は、平成29年6月23日を効力発生日として、眞保炉材工業株式会社を存続会社、SRホールディングス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う予定であります。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,090,400株（自己株式572,022株を含む。）
- (3) 株主数 1,423名
- (4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
岡田民雄	653,600株	4.83%
株式会社みずほ銀行	650,000	4.80
柏屋商事株式会社	550,000	4.06
日本増埒従業員持株会	477,000	3.52
野村信託銀行株式会社（信託口）	432,464	3.19
川島治男	286,000	2.11
東京海上日動火災保険株式会社	280,000	2.07
岡元富男	255,000	1.88
日本精鉱株式会社	254,000	1.87
三井住友海上火災保険株式会社	238,000	1.76
ヒューリック株式会社	238,000	1.76

- (注) 1. 当社は自己株式572,022株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式572,022株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	岡 田 民 雄	日 坩 商 貿（上海）有 限 公 司 董 事 長 日 本 精 鈦 株 式 有 限 公 司 社 外 監 査 役
代 表 取 締 役 社 長	大 久 保 正 志	
取 締 役 副 社 長	坂 本 信 治	
専 務 取 締 役	佐 野 俊 昭	営 業 部 門 統 括 日 坩 商 貿（上海）有 限 公 司 総 経 理
取 締 役	大 橋 秀 明	技 術 セ ン タ ー 長
取 締 役	岡 田 光 一	営 業 部 長
取 締 役	岩 谷 誠 治	
常 勤 監 査 役	安 田 哲 夫	
監 査 役	茂 木 康 三 郎	双 葉 電 子 工 業 株 式 有 限 公 司 社 外 取 締 役
監 査 役	草 野 成 郎	

- (注) 1. 取締役岩谷誠治氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役安田哲夫氏、監査役茂木康三郎氏および監査役草野成郎氏は、社外監査役であります。
 なお、当社は草野成郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役茂木康三郎氏は、双葉電子工業株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と当社との間には特別の関係はありません。なお、同氏は、平成29年6月をもって同社の社外取締役を退任する予定であります。

4. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
坂 本 信 治	常 務 取 締 役 総 務 部 長 兼 経 営 企 画 室 長	取 締 役 副 社 長	平成28年4月1日
大 橋 秀 明	取 締 役 技 術 開 発 部 長	取 締 役 技 術 セ ン タ ー 長	平成28年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(3) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	105,045千円 (2,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16,000千円 (16,000千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	121,045千円 (18,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成19年6月28日開催の第167回定時株主総会において、年額1億6千万円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成19年6月28日開催の第167回定時株主総会において、年額4千万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額11,500千円を含んでおります。内訳は取締役7名に対して10,200千円(うち社外取締役1名に対して200千円)、監査役3名に対して1,300千円(うち社外監査役3名に対して1,300千円)であります。
4. 上記の報酬等の額には、当該事業年度における役員賞与引当金の繰入額13,425千円を含んでおります。内訳は取締役6名に対して11,925千円(うち社外取締役0名)、監査役1名に対して1,500千円(うち社外監査役1名に対して1,500千円)であります。
5. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取 締 役	岩 谷 誠 治	100% (11/11回)	—	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、当社の経営に資する発言を行っております。
常勤監査役	安 田 哲 夫	100% (11/11回)	100% (10/10回)	銀行や事業会社での経験に基づく会計や経営全般に関する知識を活かし、積極的に発言を行っております。
監 査 役	茂 木 康 三 郎	100% (11/11回)	100% (10/10回)	事業会社での経営全般に関する経験を活かし、高い知見から発言を行っております。
監 査 役	草 野 成 郎	100% (11/11回)	100% (10/10回)	事業会社での経営全般に関する経験、環境・エネルギーに関する知識を活かし、高い知見から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当事業年度に係る会計監査人の非監査業務報酬の額	5,600千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務は、M & A案件に係る財務デューデリジェンス（買収前調査）であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 (業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスの周知徹底を図り、取締役および使用人が職務の執行にあたり、法令、定款および社内規程を遵守する体制を構築する。
- (2) 当社は、監査役会（過半数以上は社外監査役とする）を設置し、取締役の職務の執行についてコンプライアンスの観点から適時監査する。
- (3) 内部監査室は、監査を通して重大な法令違反その他定款、社内規程に違反する行為若しくはその恐れがある行為を発見したときは、管理部門と連携し担当取締役に報告する。担当取締役は取締役会および監査役に報告し、適切に対応する。
- (4) 内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の強化を図る。
- (5) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、必要に応じて外部機関（警察および弁護士等）と連携し、法的対応を含め毅然と対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定および報告等に関する情報は、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動を遂行する上で生じるリスクに対して、管理部門と内部監査室が連携して適時リスク管理状況を監視し、担当取締役に報告の上、必要に応じて取締役会に報告する。
- (2) 各事業部門の長は、各所管業務に付随するリスクの状況を管理し、未然防止、再発防止に努め、重大なリスクの発生のおそれがある場合は、速やかに担当取締役に報告し、必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 大規模災害など緊急かつ重大なリスクが発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画および年度計画を策定の上、達成すべき目標を明確にし職務を執行する。また、定期的に計画の達成状況を取締役会で検証する。

- (2)取締役会および経営会議を定期的に開催し、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図る。
5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社の経営理念および内部統制システムの推進体制を当社およびグループで共有し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (2) 関係会社担当部門は、グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要な事項について定期的な報告を受けるとともに、内部監査室および管理部門、監査役が連携して業務の適正性を確保する。
- (3) 当社はグループ会社へ取締役または監査役を派遣し、業務執行の状況を把握するとともに、十分な監査を行う。
- (4) 内部通報制度はグループ各社へも適用する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。
- (2) 監査役は当該使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (3) 内部監査室は監査役と連携を密にし情報の共有と交換に努める。
- (4) 当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとする。
7. 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたこととを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- (2) 当社および子会社の取締役および使用人は、当社または子会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生のおそれがあるとき、または重大な法令違反その他社内規程に違反する行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

- (3) 当社は、内部通報制度による通報を含めて監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。
8. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 経営からの独立性を保ちつつ、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査役会は社長との間で定期的な意見交換会を開催する。
- (3) 監査役は監査法人および内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名も出席し開催しております。原則として月1回程度の定例取締役会を開催し、取締役会規程ならびに取締役会付議事項の定めに従い、経営の基本方針や経営計画の策定等重要事項の審議および業務執行の状況確認等を行っております。

各取締役は経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、経営戦略や経営課題等重要事項の審議を行い、取締役会の意思決定を補完しております。社外取締役が出席することにより、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

2. 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、原則として月1回程度の定例監査役会を開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。

また、取締役会への出席ならびに常勤監査役が経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、他の監査役にも積極的な情報の提供を行うとともに、取締役の職務の執行を監査しております。

さらに、監査法人および内部監査室と連携を密にするとともに情報の共有と交換に努め、効果的な監査業務を遂行しております。

3. コンプライアンス体制について

当社はコンプライアンス規程を定め、当社グループの社員に対し、会議や研修を通してコンプライアンスの重要性を徹底し、法令や定款を順守するための取組みを継続的に行っております。

万が一、法令違反その他社内規程に違反した行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告する体制を整えております。

また、内部通報制度を設けグループ各社へ適用し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

4. リスク管理体制について

当社は、グループの事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、リスクの顕在化時に生じる損失を最小限に留めることを目的として、リスク管理規程を定めリスク管理体制の強化を図っております。安全衛生面では、リスクアセスメントをはじめ労働安全推進会議、安全大会、5S+2S定期巡視などを実施しております。

「日本ルツボBCP」を策定し、大規模地震や火災を想定した非常時の訓練を実施するとともに、策定内容と緊急時の体制については毎年見直しをしております。

また、当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合に備え、社長を本部長とするリスク管理委員会を設置して対応を行い、損害・影響等を最小限に留める体制を整備しております。

5. グループ管理体制について

当社は、経営方針および内部統制システムの推進体制をグループで共有し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めております。

グループ各社に取締役または監査役を派遣し、グループ各社の取締役会や会議を通して定期的な報告を受けるとともに、業務執行の状況を把握し、管理部門および内部監査室と連携して管理体制の強化に努めております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダー（利害関係者）との良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

(a) 企業価値向上のための取組み

当社は、明治18年（1885年）の創業以来、耐火物および工業炉のメーカーとして132年間、国内外の鑄造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続してきた理由は、取引先、債権者、従業員等のステークホルダー（利害関係者）との長期的な信頼関係を基盤とし、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考え、今後も更なる企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

- (b) 不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には大規模買付行為を行おうとする者に対抗措置をとることを明らかにし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行います。

当社は、平成26年6月27日開催の第174回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続しております。

現プランは、平成29年6月28日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、現プランの継続承認後の情勢変化および買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間の確保、買付者等との交渉機会の確保等の観点から、現プランはなお有用であると判断し、平成29年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続することを決議いたしました。

詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第6号議案をご覧ください。

(3) 取締役会の判断およびその判断に係る理由

- (a) 前記(2)(a)の取組みは、前記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益を確保・向上させるための取組みであり、株主の共同の利益を損なうものではないと判断いたします。

- (b) 前記(2)(b)の取組みは、前記(1)の基本方針に沿ったものであり、第174回定時株主総会において現プランは株主の皆様のご承認を得ております。したがって、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら買収防衛策が発動されることが定められており、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,816,238	流動負債	3,392,896
現金及び預金	1,482,139	支払手形及び買掛金	574,894
受取手形及び売掛金	2,575,841	電子記録債務	735,716
電子記録債権	159,459	短期借入金	1,390,900
たな卸資産	1,259,695	リース債務	77,211
繰延税金資産	83,894	未払法人税等	87,867
未収入金	234,403	賞与引当金	180,070
その他	20,842	役員賞与引当金	17,125
貸倒引当金	△35	その他	329,113
固定資産	3,955,964	固定負債	2,439,703
(有形固定資産)	(2,476,970)	長期借入金	1,339,550
建物及び構築物	1,532,590	長期未払金	11,578
機械装置及び運搬具	638,556	リース債務	139,746
工具器具備品	39,315	退職給付に係る負債	629,088
土地	104,875	役員退職慰労引当金	134,050
リース資産	161,634	資産除去債務	8,500
(無形固定資産)	(67,203)	その他	177,191
(投資その他の資産)	(1,411,791)	負債合計	5,832,599
投資有価証券	610,764	株主資本	3,795,820
関係会社出資金	335,120	資本金	704,520
長期貸付金	30	資本剰余金	60,700
繰延税金資産	274,102	利益剰余金	3,099,894
保険積立金	23,657	自己株式	△69,294
その他	169,470	その他の包括利益累計額	143,783
貸倒引当金	△1,352	その他有価証券評価差額金	143,707
資産合計	9,772,202	繰延ヘッジ損益	△99
		為替換算調整勘定	175
		純資産合計	3,939,603
		負債・純資産合計	9,772,202

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,822,675
売上原価		5,670,518
売上総利益		2,152,157
販売費及び一般管理費		1,774,836
営業利益		377,321
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,701	
持分法による投資利益	15,372	
受取家賃	16,685	
補助金収入	14,721	
その他	14,901	78,380
営業外費用		
支払利息	39,115	
為替差損	1,879	
その他	8,301	49,295
経常利益		406,406
特別利益		
投資有価証券売却益	2,405	
関係会社株式売却益	744	3,149
特別損失		
固定資産除却損	3,567	
投資有価証券売却損	24	3,591
税金等調整前当期純利益		405,964
法人税、住民税及び事業税	130,700	
法人税等調整額	△14,895	115,805
当期純利益		290,159
親会社株主に帰属する当期純利益		290,159

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	704,520	60,700	2,863,810	△69,237	3,559,793
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△54,075		△54,075
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			290,159		290,159
自 己 株 式 の 取 得				△57	△57
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	236,084	△57	236,027
当 期 末 残 高	704,520	60,700	3,099,894	△69,294	3,795,820

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	77,992	△577	27,099	104,514	3,664,307
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△54,075
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					290,159
自 己 株 式 の 取 得					△57
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	65,715	478	△26,924	39,269	39,269
当 期 変 動 額 合 計	65,715	478	△26,924	39,269	275,296
当 期 末 残 高	143,707	△99	175	143,783	3,939,603

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,012,944	流 動 負 債	3,182,853
現金及び預金	901,574	電子記録債務	735,716
受取手形	251,723	買掛金	615,264
電子記録債権	159,459	短期借入金	1,256,900
売掛金	2,287,455	リース債務	73,658
商品及び製品	447,486	未払金	29,557
仕掛品	196,658	未払費用	79,600
原材料及び貯蔵品	451,814	未払法人税等	60,686
前払費用	6,981	前受収益	25,347
繰延税金資産	63,598	預り金	7,864
未収入金	234,439	賞与引当金	144,000
その他	11,792	役員賞与引当金	13,425
貸倒引当金	△35	その他の	140,836
固 定 資 産	3,492,830	固 定 負 債	2,223,022
(有形固定資産)	(2,290,171)	長期借入金	1,318,550
建物	1,390,521	リース債務	139,746
構築物	66,687	退職給付引当金	464,136
機械装置	547,108	役員退職慰労引当金	114,900
車輛運搬具	153	預り敷金保証金	177,048
工具器具備品	35,899	資産除去債務	8,500
土地	91,553	その他	142
リース資産	158,250	負 債 合 計	5,405,875
(無形固定資産)	(66,428)	株 主 資 本	2,956,535
借地権	3,871	資 本 金	704,520
ソフトウェア	5,361	資 本 剰 余 金	56,076
リース資産	52,633	資 本 準 備 金	56,076
電話加入権	4,083	利 益 剰 余 金	2,265,233
水道施設利用権	480	利 益 準 備 金	163,380
(投資その他の資産)	(1,136,231)	その他利益剰余金	2,101,853
投資有価証券	610,764	配当準備積立金	10,000
関係会社株	47,850	別 途 積 立 金	780,661
出資	10,926	繰越利益剰余金	1,311,192
関係会社出資金	79,511	自 己 株 式	△69,294
長期貸付金	30	評価・換算差額等	143,364
長期前払費用	204	その他有価証券評価差額金	143,463
繰延税金資産	225,551	繰延ヘッジ損益	△99
保険積立金	16,956	純 資 産 合 計	3,099,899
その他	145,412	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,505,774
貸倒引当金	△973		
資 産 合 計	8,505,774		

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,690,290
売 上 原 価		5,725,416
売 上 総 利 益		1,964,874
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,655,934
営 業 利 益		308,940
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	231	
受 取 配 当 金	25,402	
受 取 家 賃	16,537	
補 助 金 収 入	8,541	
そ の 他	13,556	64,267
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35,836	
為 替 差 損	1,879	
そ の 他	8,014	45,729
経 常 利 益		327,478
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,405	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	744	3,149
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	24	
固 定 資 産 除 却 損	3,065	3,089
税 引 前 当 期 純 利 益		327,538
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	95,500	
法 人 税 等 調 整 額	△5,712	89,788
当 期 純 利 益		237,750

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計 合
		資本準備金	資本剰余金計合	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				配当準備積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	704,520	56,076	56,076	163,380	10,000	780,661	1,127,517	2,081,558
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△54,075	△54,075
当 期 純 利 益							237,750	237,750
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	183,675	183,675
当 期 末 残 高	704,520	56,076	56,076	163,380	10,000	780,661	1,311,192	2,265,233

項 目	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△69,237	2,772,917	77,748	△577	77,171	2,850,088
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△54,075				△54,075
当 期 純 利 益		237,750				237,750
自己株式の取得	△57	△57				△57
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			65,715	478	66,193	66,193
当 期 変 動 額 合 計	△57	183,618	65,715	478	66,193	249,811
当 期 末 残 高	△69,294	2,956,535	143,463	△99	143,364	3,099,899

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

会計監査人の連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

日本坩堝株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野敏幸 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 滝沢勝己 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本坩堝株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかど

うかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本増埜株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

日本坩堝株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野敏幸 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 滝沢勝己 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本坩堝株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細

書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月18日

日本坩堝株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 安田 哲 夫 ㊟

社 外 監 査 役 茂 木 康三郎 ㊟

社 外 監 査 役 草 野 成 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

利益配当につきましては、業績の状況、配当性向、企業体質強化のための内部留保などを総合的に判断し、適正な利益配分を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当を見送らせていただきましたが、期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、当期の業績および当社を取り巻く経営環境などを勘案いたしまして、1株につき6円の配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、81,110,268円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	おおくぼまさし 大久保正志 (昭和26年3月31日)	昭和48年4月 当社入社 平成8年3月 当社経理部長 平成10年10月 当社管理部長 平成16年6月 当社執行役員統括本部副本部長兼管理部長 平成17年6月 当社取締役経理部長 平成19年7月 当社取締役経理部長兼経営企画室長 平成22年4月 当社常務取締役経理部長兼経営企画室長 平成23年6月 当社代表取締役社長（現任）	98,000株
2	さかもとしんじ 坂本信治 (昭和22年12月12日)	昭和46年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成6年10月 同行審査第一部審査役 平成10年4月 同行根津支店長 平成13年6月 株式会社フジマック取締役総務部長 平成18年6月 同社常務取締役管理本部長 平成21年6月 同社代表取締役社長 平成22年3月 同社退社 平成22年7月 当社経理部長 平成22年10月 当社経理部長兼経営企画室長 平成23年6月 当社取締役経理部長兼経営企画室長 平成25年6月 当社常務取締役経理部長兼経営企画室長 平成27年6月 当社常務取締役経営企画室長 平成27年11月 当社常務取締役総務部長兼経営企画室長 平成28年4月 当社取締役副社長（現任）	58,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	さのとしあき 佐野 俊昭 (昭和24年10月30日)	昭和48年4月 当社入社 平成8年3月 当社貿易部長 平成10年7月 当社東京支店長 平成16年6月 当社執行役員営業本部副本部長 平成19年1月 当社執行役員調達部長兼海外事業部長 平成19年6月 当社取締役調達部長兼海外事業部長 平成20年4月 当社取締役営業本部長兼調達部長 平成21年4月 当社取締役企業戦略室長兼技術生産本部副本部長 平成23年6月 当社常務取締役企業戦略室長 平成25年4月 当社常務取締役営業部門統括 平成25年6月 当社専務取締役営業部門統括 (現任) (重要な兼職の状況) 日増商貿(上海)有限公司総経理	77,000株
4	おおはしひであき 大橋 秀明 (昭和28年12月15日)	昭和51年4月 当社入社 平成16年4月 当社技術生産本部副本部長兼開発室長 平成16年6月 当社執行役員技術生産本部副本部長兼開発室長 平成18年10月 当社執行役員大阪工場長 平成19年7月 当社執行役員第一技術生産本部長兼大阪工場長 平成21年7月 当社執行役員開発部長 平成23年4月 当社執行役員技術開発部長 平成23年6月 当社取締役技術開発部長 平成28年4月 当社取締役技術センター長(現任)	49,000株
5	(新任取締役候補者) こまつとしお 小松 俊夫 (昭和34年1月29日)	昭和57年3月 当社入社 平成23年4月 当社豊田工場長兼御船鉾山鉾業所長 平成25年1月 当社調達部長兼技術開発部技術部長 平成25年4月 当社調達部長兼技術センター技術部長 平成25年6月 当社執行役員調達部長兼技術センター技術部長(現任)	9,000株
≪新任取締役候補者とした理由≫ 小松俊夫氏は、当社において技術部門および生産部門を中心とした豊富な知識・経験を有しております。また、平成25年から当社執行役員を務め、当社調達部長および技術センター技術部長を兼務しております。これらの知識・経験を有していることを踏まえ、取締役として適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
6	(新任取締役候補者) ひろのれおな 広野 玲 緒 奈 (昭和35年5月9日)	昭和59年4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 平成18年7月 株式会社みずほ銀行船橋支店長 平成20年2月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行) 金融・公共法人管理部長 平成21年4月 同行高松営業部長 平成27年6月 当社経理部長 平成28年4月 当社執行役員管理部長兼経営企画室長 (現任)	4,000株
<p>《新任取締役候補者とした理由》</p> <p>広野玲緒奈氏は、長年にわたる銀行での勤務を通じて、豊富な経験・知見を有しております。また、平成28年から当社執行役員を務め、当社管理部長および経営企画室長を兼務しております。これらの経験・知見を有していることを踏まえ、取締役として適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			
7	(社外取締役候補者) いわたに せいじ 岩 谷 誠 治 (昭和39年9月2日)	昭和62年4月 株式会社資生堂入社 平成2年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入社 平成13年6月 岩谷誠治公認会計士事務所代表 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現任)	-株
<p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>岩谷誠治氏は、公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、平成27年から当社社外取締役を務め、当社の経営に的確な助言をいただいております。引き続き取締役として適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩谷誠治氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は岩谷誠治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は岩谷誠治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名（うち社外監査役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	(新任・社外監査役候補者) やまもと ひろゆき 山本博之 (昭和32年8月31日)	昭和56年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成18年4月 同行米州審査部長 平成23年4月 シヤープ株式会社海外ソーラーシステム事業本部事業企画部長 平成27年4月 同社コーポレート統括本部財務部長 平成28年12月 同社退社	一株
<p>《新任・社外監査役候補者とした理由》 山本博之氏は、長年にわたる銀行および事業会社での勤務を通じて、会計や経営全般に関する豊富な経験・知見を有していることを踏まえ、監査役として適切な人材と判断したため、監査役候補者いたしました。</p>			
2	(社外監査役候補者) もぎ こうざぶろう 茂木康三郎 (昭和21年7月22日)	昭和47年11月 利根コカ・コーラボトリング株式会社入社 平成5年3月 同社取締役 平成11年3月 同社代表取締役常務取締役 平成13年3月 同社代表取締役専務取締役 平成17年3月 同社代表取締役専務執行役員 平成17年5月 柏屋商事株式会社取締役(現任) 平成17年10月 当社監査役(現任) 平成19年3月 利根コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長 平成21年4月 同社取締役会長 平成24年6月 双葉電子工業株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 双葉電子工業株式会社社外取締役	78,000株
<p>《社外監査役候補者とした理由》 茂木康三郎氏は、事業会社での経験を通じて、経営全般に関する豊富な知識・経験を有しております。また、平成17年から当社監査役を務め、当社の経営に的確な助言をいただいております。引き続き監査役として適切な人材と判断したため、監査役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	(社外監査役候補者) の くさの せいじろう 草野成郎 (昭和19年3月25日)	昭和42年4月 東京ガス株式会社入社 平成10年6月 同社取締役総合企画部長 平成12年6月 同社常務取締役(監査部、総合企画部担当) 平成14年6月 同社取締役常務執行役員(エネルギー営業本部長) 平成15年6月 同社代表取締役副社長執行役員(エネルギー営業本部長) 平成19年4月 東京ガス・エンジニアリング株式会社代表取締役会長 平成20年4月 北海道ガス株式会社取締役会長 平成22年6月 当社監査役(現任)	5,000株
<p>《社外監査役候補者とした理由》 草野成郎氏は、事業会社での経験を通じて、環境・エネルギーおよび経営全般に関する豊富な知識・経験を有しております。また、平成22年から当社監査役を務め、当社の経営に的確な助言をいただいております。引き続き監査役として適切な人材と判断したため、監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 茂木康三郎氏は、平成29年6月をもって双葉電子工業株式会社の社外取締役を退任する予定であります。
3. 茂木康三郎氏および草野成郎氏の当社監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ11年9ヶ月および7年となります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
- (1) 山本博之氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
- (2) 当社は、茂木康三郎氏および草野成郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は草野成郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は以下のとおりであります。当該補欠者につきましては、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間といたします。

また、この決議の効力は、次期定時株主総会が開始されるまでといたします。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
わた なべ みち 史 渡 邊 理 史 (昭和27年3月9日)	昭和51年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会社)入社 平成16年10月 双日株式会社化学品・合成樹脂部門長補佐 平成17年4月 兼 エヌエヌ・ケミカル株式会社代表取締役社長 平成17年10月 兼 双日ケミカル株式会社代表取締役社長(商号変更) 平成18年4月 双日株式会社執行役員 平成18年7月 兼 同社化学品本部長 平成21年4月 同社アジア・大洋州副総支配人 平成23年4月 同社顧問 平成23年6月 日本精鋳株式会社常勤監査役 平成24年6月 同社取締役企画管理部長(現任) 平成24年7月 日本アトマイズ加工株式会社取締役(現任) 平成25年7月 日銻精礦(上海)商貿有限公司董事(現任) 平成28年6月 日本精鋳株式会社代表取締役社長(現任)	-株
≪補欠の社外監査役候補者とした理由≫ 渡邊理史氏は、長年にわたり経営に携わってきており、企業経営を統治する見識を有していることから、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したため、補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者渡邊理史氏は、社外監査役候補者であります。
3. 渡邊理史氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役岡田民雄氏および岡田光一氏ならびに監査役安田哲夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
岡田民雄	平成7年2月 当社専務取締役 平成7年6月 当社代表取締役副社長 平成8年2月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役会長 平成24年6月 当社取締役会長（現任）
岡田光一	平成25年6月 当社取締役（現任）
安田哲夫	平成21年6月 当社常勤監査役（現任）

第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
当社は、平成26年6月27日開催の当社第174回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、企業価値・株主共同の利益向上の観点から、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続しております。

現プランは、平成29年6月28日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、現プランの継続承認後の情勢変化および買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間の確保、買付者等との交渉機会の確保等の観点から、現プランはなお有用であると判断し、平成29年5月11日開催の当社取締役会において、現プランを継続（以下、継続後の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

また、当社社外取締役1名および当社監査役3名全員（当社監査役3名はいずれも社外監査役です。）が、本プランの継続を相当と判断する旨の意見を表明しております。

なお、現プランの継続にあたり、実質的な内容変更は行っておりません。

つきましては、本プランの継続導入をお願いしたいと存じます。

本プランは、当社の会社法施行規則第118条第3号に定める「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」にかかる取組みのひとつであり、当社定款第18条第1項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認を得られることを条件として発効するものとします。

なお、平成29年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙3のとおりですが、現時点において当社は当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行わ

れるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダー（利害関係者）との良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

(1) 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は、明治18年（1885年）の創業以来、耐火物および工業炉のメーカーとして132年間、国内外の鑄造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続してきた理由は、取引先、債権者、従業員等のステークホルダー（利害関係者）との長期的な信頼関係を基盤とし、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考え、今後も更なる企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

当社は、「創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を、目指す」ことを経営理念とし、株主をはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）の期待に応え、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取り組んでおります。そのために、内部統制システムの整備・強化を図り、経営の透明性・公平性を確保し、迅速な意思決定による経営の効率化を高めるべく、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

新中期計画（平成28年4月～平成31年3月）においては、「確固たる収益基盤の構築と安定配当の継続」「新市場・新分野への取組み強化」「海外市場への展開強化」をテーマに、具体的な経営課題として、国内営業部門の強化、海外市場への積極的な展開、生産性向上によるコスト低減および製品開発力の強化に積極

的に取組み、利益率の向上を図ってまいります。

市場別には、鑄造市場向けでは、主な取引先である自動車関連産業に対するシェアの維持・拡大に努めるとともに、誘導炉市場への取組み強化および主力製品である黒鉛ルツボおよび不定形耐火物の更なる品質向上と新たな用途開発に努めてまいります。

鉄鋼市場向けでは、更なる品質向上ときめ細かな対応により国内市場でのシェア維持に努めてまいります。

溶解炉・環境関連市場向けでは、国内外のアルミ市場に対して、省エネ・高歩留まり炉である「ルツボ式連続溶解兼保持炉（MK炉）」とレンガを使用した「中小型溶解兼保持炉（NM炉）」の拡販およびその他溶解炉の炉修工事の受注拡大に取組んでまいります。また、焼却炉関連では、民間および自治体の設備投資動向を的確に捉え、メンテナンス工事を含めた受注拡大に取組んでまいります。

海外市場向けでは、日坩商貿（上海）有限公司を核として中国およびアジア市場ならびに北米市場への積極的な展開、海外への技術供与によるロイヤリティ収入の増加に努めてまいります。

不動産事業では、本社ビルの賃貸事業と太陽光発電事業に加え、平成29年3月に竣工した大阪倉庫の賃貸事業により安定的収益の確保に努めてまいります。

経営管理面では、ガバナンス体制およびリスク管理体制の強化に努めるとともに、人材育成や関係会社の経営効率化にも積極的に取組んでまいります。

（2）コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、株主をはじめとするステークホルダー重視の観点から、経営が健全、適切かつ効率的に運営されているかを監視、統制する仕組みを構築するため、取締役会、監査役会のほかに内部監査室を設置し、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めております。

当社は、平成27年6月の定時株主総会において、経営の透明性・客観性を高める観点から社外取締役1名を選任し、社外取締役1名、社外監査役3名の社外役員体制により、取締役の業務執行の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を構築しております。

取締役会においては、毎月1回の定例開催や必要に応じて臨時開催し、経営の基本方針の策定および具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、重要な業務執行の決定を行う場合には戦略的な方向付けを踏まえております。

監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の監査役2名（3名全員が社外監査役）で構成され、取締役会には監査役全員が出席しており、取締役とは職責を異にする独立機関であることを十分に認識し、積極的かつ活発な発言をしています。さらに常勤の監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に必ず出席するほか、重要な決裁文書を閲覧し、取締役、使用人から報告を受けるなど、取締役の業務の

執行を監視しております。

さらに、当社は、取締役会の機能向上を図るため、年に一度、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の実効性の確保・強化に努めております。

3. 本プランの目的

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間を確保するとともに、大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。現在の独立委員会委員である本林徹氏、茂木康三郎氏、草野成郎氏は、本プランの継続後も引き続き独立委員会委員に就任する予定です。また、新たに当社社外取締役である岩谷誠治氏が本プランの継続後、独立委員会委員に就任する予定です。

（独立委員会委員の略歴につきましては、別紙2をご覧ください。）

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

（1）本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付

等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁹その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹⁰(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等には当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ(共同保有者¹¹、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴、反社会的勢力との関係等を含みます。)
- (ii) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の可能性等を含みます。)
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)

- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、および顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xi) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は買付者等から意向表明書が提出された事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、独立委員会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、原則として最大90日間の範囲内で、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には1回に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は原則として最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合または当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である場合で、対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、大規模買付等が下記の(イ)から(ト)に掲げるいずれかの類型に該当する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものである場合に該当するものとします。

(イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的での当社の株券等の取得(いわゆるグリーンメーラー)であると判断

される場合

- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (ホ) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ヘ) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、取得の時期および方法、違法性の有無、実現可能性、大規模買付等の後の経営方針または事業計画、大規模買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適切なものであると判断される場合
- (ト) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他の利害関係者との関係や、当社の技術力、ブランド力または企業文化を毀損する等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれがあると判断される場合

なお、独立委員会は、対抗措置の発動が相当であると判断する場合でも、対抗措置の発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、取締役会に、株主総会の招集、対抗措置に関する議案の付議を勧告するものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の大規模買付等の内容が、本プランに定める手続きに従ったものであり、かつ、企業価値を毀損しもしくは株主共同の利益を損なうものとはいえないと判断した場合、または、それ以外の場合でも対抗措置を発動することが相当でないとして判断した場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大規模買付等が上記(i)の要件を充足することとなった場合には、対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主総会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動に係る株主総会の招集および議案の付議を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の時間で株主総会を開催し、対抗措置に関する議案を付議するものとします。当該株主総会で対抗措置の発動を認める決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従い、対抗措置に必要な手続きを遂行します。当該株主総会で対抗措置の発動を認めない決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会または株主総会が⑥記載の対抗措置の不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（１）⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙４「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記（１）⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランへの更新は、本定時株主総会において株主の皆様の承認を得られることを条件として行われるものとし、本プランの有効期間は平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランにつき株主の皆様のご意思を反映させるため、本定時株主総会において、本プランへの継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただくこととし、かかるご承認がいただけない場合には、本プランへの継続はなされません。また、上記4.（3）に記載したとおり、本プランには、その有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、また、本定時株主総会後においても当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成

されております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)⑤および⑥に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的価値に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権を無償取得した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日を定め、これを公告します。

なお、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以上

-
- 1 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役

会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

- 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
- 9 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 10 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 11 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役または③社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。
なお、当社は、社外有識者である独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該独立委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 対抗措置の発動または不発動
 - (2) 対抗措置の発動の中止または停止
 - (3) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問する事項
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、第7項に規定する職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の略歴

氏名	本林 徹 (もとばやし とおる)
略歴	昭和38年4月 弁護士登録 東京弁護士会入会
	昭和46年7月 森・濱田松本法律事務所 (旧森綜合法律事務所) パートナー (平成20年3月迄)
	平成7年4月 東京弁護士会会長
	平成14年4月 日本弁護士連合会会長 (平成16年3月退任)
	平成20年4月 井原・本林法律事務所パートナー (現任)

※同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏名	茂木 康三郎 (もぎ こうざぶろう)
略歴	昭和47年11月 利根コカ・コーラボトリング株式会社入社
	平成17年10月 当社監査役 (現任)
	平成19年3月 利根コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役 社長
	平成21年4月 同社取締役会長
	平成24年6月 双葉電子工業株式会社社外取締役 (現任)

※茂木康三郎氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏名 草野 成郎 (くさの しげろう)
略歴 昭和42年4月 東京ガス株式会社入社
平成15年6月 同社代表取締役副社長執行役員 (エネルギー営業
本部長)
平成19年4月 東京ガス・エンジニアリング株式会社代表取締役
会長
平成20年4月 北海道ガス株式会社取締役会長
平成22年6月 当社監査役 (現任)

※草野成郎氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏名 岩谷 誠治 (いわたに せいじ)
略歴 昭和62年4月 株式会社資生堂入社
平成2年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査
法人) 入社
平成13年6月 岩谷誠治公認会計士事務所代表 (現任)
平成27年6月 当社社外取締役 (現任)

※岩谷誠治氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

別紙 3

当社の大株主の状況

(平成29年 3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
岡 田 民 雄	653	4.83
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	650	4.80
柏 屋 商 事 株 式 会 社	550	4.06
日 本 坩 堝 従 業 員 持 株 会	477	3.52
野村信託銀行株式会社(信託口)	432	3.19
川 島 治 男	286	2.11
東京海上日動火災保険株式会社	280	2.07
岡 元 富 男	255	1.88
日 本 精 鈦 株 式 会 社	254	1.87
三井住友海上火災保険株式会社	238	1.76
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	238	1.76

- (注) 1. 当社は自己株式572,022株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式572,022株を控除して計算しております。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2. 割当て対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月前から3ヶ月前までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間と

します。ただし、下記9項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹²、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹³、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁴(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記第9項(2)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要しません。

9. 当社による本新株予約権の取得

(1)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2)当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得

がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(3)(1)および(2)のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

12 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

13 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階 「渋谷サンスカイルーム」 5A会議室
(会場場所のお問い合わせ) 渋谷サンスカイルーム 電話 03(3406)2085



交通 電車 JR線（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）

渋谷駅（宮益坂口）

東急東横線

渋谷駅

東急田園都市線

渋谷駅

京王井の頭線

渋谷駅

東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）

渋谷駅

* 地下鉄連絡通路をご利用の場合は11、12番出入口が便利です。